

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年10月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800193号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800018号

## 第1 結論

昭和61年\*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年\*月から平成2年3月まで

請求期間当時、私は学生であったが、母が私の国民年金の任意加入の手続きをし、保険料を納付してくれていたはずである。納付を証明する書類等はないが、母に請求期間当時の国民年金保険料の納付を確認したことがあるので、調査の上、請求期間の記録を国民年金の未加入期間から保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は学生であり、母親が国民年金の任意加入の手続きをし、保険料を納付してくれていたはずである旨を主張している。

しかしながら、請求者の請求期間に係る国民年金の任意加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は、当該加入手続きについて、「手続きをしたとしたら私です。」と回答するにとどまり、当該加入手続き及び保険料の納付について具体的な記憶はないとしており、請求者自身も、請求期間に係る国民年金の任意加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、国民年金の任意加入は、遡って加入手続きを行うことが制度上できず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時に住民登録をしていたとするA市B区において国民年金の任意加入の手続きをし、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求期間の昭和61年\*月から平成2年3月までの間に、A市B区において払い出された国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、現在平成2年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付されたオレンジ色の年金手帳1冊のみを所持しているが、請求期間当時、別の年金手帳を所持していたかどうか記憶がない旨を陳述しており、請求者の母親も請求期間当時の請求者の年金手帳について記憶がない旨を回答しているなど、請求期間当時、請求者が国民年金に任意加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800179号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800019号

## 第1 結論

昭和58年7月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月から昭和63年3月まで

私は、3人目の子供が生まれた(昭和61年\*月)後、自宅にA町(現在は、B市)の男性職員と思われる二人が来て、国民年金保険料の免除申請の話をし、その職員が少なくとも3回は免除の手続きを行ってくれていたと妻から聞いていることから、請求期間を保険料免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、3人目の子供が生まれた後、自宅にA町の男性職員と思われる二人が来て、国民年金保険料の免除申請の話をし、その職員が少なくとも3回は免除の手続きを行ってくれていたと妻から聞いたと主張している。

しかしながら、i)上記の職員と対応した請求者の妻は、訪問した者はA町役場職員であったとは思っているが、B市は、旧A町役場職員の自宅訪問による免除申請については、資料等がないため詳細は不明であると回答していること、ii)請求者は、少なくとも3回は上記職員が免除の手続きを行ってくれていたと妻から聞いているとしているものの、上記職員と対応したその妻は、自宅訪問を受けた記憶は3人目の子供が生まれた後の1度のみであり、それ以外に記憶はないと陳述しており、請求者の主張と異なること、iii)請求者は、請求期間の保険料の免除申請手続には直接関与していないことから、請求期間の免除申請手続の状況は不明である。

また、請求期間当時、国民年金保険料の免除申請については、免除申請をした日の属する月の前月以降の保険料が免除を受けられることから、3人目の子供が生まれた昭和61年\*月時点で、請求期間のうち昭和58年7月から昭和61年\*月までの期間については、制度上、免除申請を行うことができない期間である。

さらに、請求期間のうち昭和61年\*月から昭和63年3月までの期間に係る国民年金保険料

の免除申請を行うためには、原則として毎年の免除申請の手続が必要であり、免除申請書の受付受理後、審査が行われ、申請者に承認又は却下の通知書が送付される所、請求者及びその妻とも、当該通知書が送付された記憶は全くないとしていることから、毎年の免除申請に対して、その全ての機会に、免除申請の受付受理が行われなかったとは考え難く、当該期間の免除申請が行われていなかったと考えるのが自然である。

加えて、請求者が請求期間に国民年金保険料の免除がされていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。